

地球温暖化対策報告書制度とは

地球温暖化対策報告書制度とは、都内で中小規模事業所を所有または使用している事業者を対象に、各事業所のCO₂排出量と地球温暖化対策の状況を『地球温暖化対策報告書』として、東京都に報告する制度です。

『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組むことを通じて、各事業所のCO₂排出量を把握し、また、地球温暖化対策を継続的に実施していただくことを目的としています。

※中小規模事業所：年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 未満の事業所

二酸化炭素
排出量の把握
エネルギーなど
使用量の把握



省エネルギー
対策の実施



地球温暖化
対策

二酸化炭素
排出量の抑制

報告書提出のメリット

温暖化対策への取組をアピール！！

PRシート

ご自身の事業所のCO₂排出量や省エネ対策への取組などについて表示する書面



⇒掲示・添付することで温暖化対策の取組状況を来訪者や自社の社員へアピールできます。

カーボンレポート

テナントビルの省エネレベルの見える化を図ります。

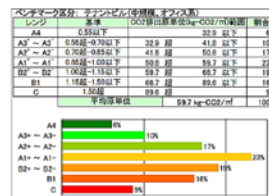
⇒ビルオーナーが、テナント等に省エネ性能や取組状況をアピールできます！



低炭素ベンチマーク

事業所用途に応じた自己評価指標

⇒現状を把握することで省エネ目標が明確になります。
ワンランク上を目標に段階的にステップアップ！



減税制度や助成金の申請が可能

省エネ機器導入費用に応じた事業税の減免制度などの**各種支援制度**への申込が可能になります

